

# 教材研究の基礎

## —『大鏡』兼通伝—

勝倉 壽一 (国文学)

高等学校の古典教材としてよく知られた作品に『大鏡』兼通伝の、兼通・兼家兄弟の反目と権力争いを描いた一節がある。

兄の関白兼通が死んだと思った弟の兼家は、次の関白になろうとして参内したが、兼通は今にも死にそうな体を押して宮中に向かい、臨時の除目を行って兼家を左遷し、程なく死去した。兄弟の確執の深さと、凄まじい権力争いを描いた、歴史物語『大鏡』屈指の説話である。

この説話は東京書籍『国語Ⅱ・古典編』（平成11年版）に「最後の除目」、右文書院『源氏物語・大鏡・評論（古文）』（平成8年版）に「堀河殿、最後の参内」、同じく『古典Ⅰ』（平成11年版）に同題で収載されている。

この説話を、東京書籍版では、兼通・兼家兄弟の心理と行動に即して理解させることを目的として、二人の反目と確執の原因と経過を記す260字程の説明文を置き、「皇室・藤原氏略系図」「清涼殿平面図」「除目の儀（年中行事絵巻）」を配して、生徒の理解の便を図っている。

一方、右文書院版では、「研究」として「史家としての作者の眼を考えてみよ。」とあり、歴史物語として『大鏡』説話に取り組むことを求めている。

本稿は、古典教材である『大鏡』兼通伝の説話の理解に資するために、教材研究にあたって踏まえるべき基礎的要件である当時の政治的状况と、権力争奪の様相を中心に置いて、作品解釈を行ったものである。

〔キーワード〕教材研究 歴史物語 大鏡 兼通 兼家

### 1. はじめに

『大鏡』の諸本は古本系、流布本系、異本系の3系統に類別されるが、流布本系、異本系の増補記事がとくに注目されるのは、「太政大臣兼通」伝（以下「兼通伝」と略称）である。いま、古本系の東松本と、流布本系の八巻増補本、異本系の増補記事の概要を掲げると、次のようになる：

東松本（古本系）	八巻増補本（流布本系）	
①師輔二男・堀河関白。御母。	②兼通の官歴・諡。兼家に官位を越され、「いとからきことに」思っていた。後の昇進の早さ、そのために大将になれなかった残念さ。	⑥兼通女嬪子は始め父から冷遇されるが、その信仰の功德により入内し、后となる。
③〔兼家に官位を越されたこと。後の昇進の早さ。近衛本〕	④安子の遺書を使い、兼家を越して関白に就任。	⑦悪霊の左大臣顕光と子女。女二人は女御として不遇。
⑤兼通の袴着。美貌ぶり。卯酒に雉の生肉を		⑧顕光と延子怨霊となり、院の女御に崇る。
		⑨朝光とその子女。朝光、兄を越えて昇進。世望を集めた華々しい青年期、父の死後の不遇。朝光女花山帝に入内。始め寵愛されすぐに寵を失う。
		⑩朝光、延光未亡人の富に迷い、子女の母君を離別。延光未亡人と再婚。延光未亡人の過剰な歓待ぶり。世継の感想。

食う。

⑪兼家左遷が兼通の子孫零落の原因。兼家、円融帝に長歌で不遇を訴え、「いなふねの」のお言葉を賜る。

⑬兼通と兼家の不和。侍が兼家左遷人事の真相を語る。

〔異本系〕⑫兼家、長歌を奉り、身の潔白を訴える。  
(萩野本、披雲閣本)

この兼通伝に関する先学の見解は概ね古本系を評価し、流布本系・異本系の記事増補を批判することにおいて一致する。松本治久氏は次のように説いている。

兼通伝は、八巻増補本では、年譜、逸話いずれも大幅な記事増補が行われている。しかしこれらの加筆は、大鏡の、歴史を語る基本姿勢をそこなうものであり、適切な形で記事増補とは認められない<sup>2)</sup>。

また、新編日本古典文学全集『大鏡』の校注者も、流布本系の②④⑬、異本系⑫の記事、及び道長伝の増補記事を例として、「流布本系統・異本系統本文は、例にあげたような逸話類のみならず、各個人の履歴も詳しく並べたて、増補された記事が多く説明もくどい。近衛本・東松本のような、古本系統における必要十分なもの言いは性格を異にしている<sup>3)</sup>。」と評する。

右の校注者の説かれるように、流布本系の年譜記事増補②と、古本系(近衛本)③の記事を比較すれば、前者が「説明もくどく」、後者が「必要十分なもの言ひ」であるとする評価は妥当であると言えよう。しかし、近衛本③の記事は、古本系統における東松本本文の政治史的記述の欠落部分に関する記事増補という性格を有する。また、異本系⑫(萩野本、披雲閣本)の長歌の生な引用が物語的興趣を殺ぐ拙劣な記事増補であることも言うまでもない。

さらに、松本氏の説かれる「大鏡作者の歴史記述の基本的態度」「大鏡の、歴史を語る基本姿勢」を問題とすると、兼通の伝を立てるにあたって必要不可欠な歴史記述は、兼通の関白就任の事情、及びその退任にあたって頼忠を後継に指名し、弟兼家の左遷を策した除目の政治的背景の記述であろう。その2点を欠いた古本系の兼通伝は、伝として著しい欠落・不完全性を露呈したものと言わねばならない。流布本系の増補記事④⑬がその欠落部分を補完する意図のもとに加筆されたことは見落としてはなるまい。

兼通伝について見れば、古本系の特徴として倫理的批評意識の強さが挙げられる。そのことは⑤⑪の兼通像の記述、⑥⑦⑨の子女に関する栄光と没落の記述にも認められる。これに対して兼通・兼家の権力継承をめぐる対立の背景、兼家左遷の理由、及び関白職を頼忠に委譲したことの政治的問題などにまったく触れ

ていないことの不均衡は指摘されなければならない。

また、古本系が兼通のいわゆる「最後の除目」を兼通の「非常な御心」による「悪事」とする倫理的な断罪を示しているのに対して、流布本系がその除目に至る経緯の政治史的な「ことわり」を視座に据えて記事増補を行ったことも見落とされてはなるまい。そのことは、歴史を見る眼の対照、「史実に対する評価の立場の違い<sup>4)</sup>」を示すものに外ならないのである。

## 2. 古本系の基本構図

まず、古本系の兼通像に関する記事は上掲の⑤⑪であるが、これを整理すると、次のようになる。

- (a) 兼通の袴着の折、祖父忠平から引出物の琴に添えて貫之の祝意の歌を贈ったこと。
- (b) 美貌ぶりと、臨時の客の宴における舞姿の立派さ。
- (c) 寝酒の肴に生きている雉を殺して食するという噂。
- (d) 兼通の兼家左遷の処置への批判。

(a)は『貫之集』第九に、

もろすけのさいさうの中将どのの四郎君はじめて袴き給ひて後、おほぢおとどの御もとにまゐり給ふ日、おくりもののかづらにくはへんとてよませたまへる

ことにいはで心のうちをしるものはかみのすぢさへぬけるなりけり<sup>5)</sup>

とあるもので、これを「ことに出でゝこゝろのうちにしらるゝは、かみのすぢなはぬけるなりけり」と変えて用いている。

「かみのすぢなは」とは神の血統の意、「すぢ」には血脈と琴の弦とが懸けてある。時の左大臣忠平が、わが血脈の継承者として、幼い孫兼通の将来への祝意と期待を表したものと解される。

(b)は青年期の兼通像であるが、「御かたち、いときよげに、きらゝかになどぞおはしまし、」「いとこそめでたくみえさせ給しか」とあり、兼通の容姿、舞姿への賞賛の態度が見られる。しかし、その肯定的な人物評は感覚的評価・好印象の記述にとどまる。

一方、(c)は兼通の嗜好の異様さを語り、日常的に殺生戒を犯す異常な性格と、その人物像への生理的・感覚的な嫌悪感を伝えている。そこに、古本系作者の兼通像に対する好悪の感情の濃厚で直接的な表出が認められよう。

最後に、(d)の兼家左遷の処置に対して、東松本の作者は次のように辛辣な批判を加えている。

この<sup>悪業</sup>おとどの、すべて非常の御心ぞおはしゝ。かばかりすゑたえずさかへおはしましける東三条殿を、ゆへなきことにより、御官位をとりたてまつり給へりし、いかに悪事なりしかは。天道もやすからずおほしめしけんを。

「非常」とは一般的通念では考えがたい非常識な行動、異常な様子などの意である。兼通の人間性と行動

のすべてをその異常・冷酷な性格によって説明し、倫理的批判を加えている。

また、万寿2年(1025)現在、兼家の子孫が繁栄していることを根拠に、半世紀前の貞元2年(977)の除目の非道性を批判し、右近の大將の理由のない剥奪を挙げて、その罪を天意に逆らう「悪意」として断罪する。現在の道長の繁栄を天意によるものとする運命論的史観の表出でもある。兼通・兼家兄弟の政治的な権力争いを、道徳レベルの問題として処理していることとともに注目される。

さらに、兼通の異常、偏執的な性格を浮彫することにより、昇進の遅れ、兼家左遷の「悪意」をその性格の必然として読者に納得させるとともに、子女の不遇と一族衰退を招いた事情とも底辺で結合させている。古本系では、一男顕光が悪霊の左大臣と呼ばれた事情、父兼通の美貌を受け継いだ二男朝光とその子女たちの栄光と没落の記事が兼通伝の過半を占めている。しかも、その記事は兼通の伝に同じく政治史の視座から語られることはない。「けだかく」「こゝろうき」「きらめき」「はなやかに」「かゞやくごとく」「御かたちなどのよのつねならずおかしげにて」などの感覚的表現を駆使し、各個人の運命の変転の構図として構成されていることも、古本系の特徴をなしていよう。

しかし、この兼家左遷の人事は、『公卿補任』に「貞元二年、大納言正三位藤原兼家、右大將按察使、十月十一日座事停大將。遷治部卿。」とある。「事に座して」とはいかなる事を意味するのか。そこには、東松本作者の倫理的批判によっては語られない何らかの政治史的な事情の存在したことが窺われる。その疑問が流布本系の記事増補の根拠となったことは想定されよう。

### 3. 増補記事(次第のままに)の意義

流布本系の増補記事②は、兼通の官歴を記述したものであるが、先学の指摘されたごとくどいほどに年譜の記事が羅列され、他の大臣列伝と著しい不均衡を呈している。また、「いとめでたかりしことなり」「めでたかりし事なりかし」「かくめでたくおはします」など、昇進への祝意記述が重複して物語的興趣を殺いでいること、及び、古本系の⑤⑪の兼通像への批判的記述と著しい齟齬を来していることも指摘される。

次に、増補記事④は兼通の関白就任の事情を記述したものである。同母妹にあたる村上帝中宮安子の生前に関白保障の書付を貰い、来るべき権力継承の期を待ち続けた兼通の周到な計算への賛嘆が主潮をなしている。政治的不遇を乗り越え、関白に昇り詰めた兼通の強い意志力を評価し、兼通伝末尾の「心つよくかしこくおはしましつる殿也」という人物評につながる統一な兼通像を形成している。

この逸話は、兼通の権力掌握への強い執念を語るものであるが、その史的な背景はいかなるものであった

のか。まず、『公卿補任』により兼通、兼家の年譜を比較すれば、次のようになる。

	兼通	兼家
天慶6 (943)	正 従五位下 19 9 侍従	
天曆2 (948)		正 従五位下 20
4	5 左兵衛佐 24 正 従五位上 26	5 侍従 22
5		5 右兵衛佐 23
6	7 左少將 28	
9		11 従五位上 27
10		9 少納言 28
11	11 正五位下 33	
天徳2 (958)	11 兼中宮亮 34	
4	正 従四位下 36 正 中宮権大夫 9 兼春宮亮	正五位下 32
応和2 (962)		正 従五位下 34
4	4 止中宮権大夫 (安子崩御) 40	5 兵部大輔 3 左京大夫 36
康保4 (967)	正 蔵人頭 43	
	5 止蔵人頭	2 春宮亮 39 6 蔵人頭 9 兼春宮権亮
		10 佐中將
	10 従四位上	10 正四位下
安和元 (968)	11 正四位下 44	11 非参議、従三位 蔵人頭・左中將 左京大夫・春宮 亮(超兄兼通)40
2	正 参議、元蔵人頭 閏5 兼宮内卿 45	2 従三位、中納言 兼春宮大夫・蔵 人頭・左中將 41
	9 従三位	9 正三位

安子の崩御は応和4年(964)4月29日、38歳であった。この時、九条流師輔の一男伊尹は41歳、正四位下・参議に左近権中將を兼ねており、皇太子憲平(冷

泉院)の外戚(伯父)の位置にあった。一方、二男兼通は40歳、安子の崩御により中宮権大夫を止められており、三男兼家は36歳で左京大夫の任にあったが、ともにいまだ公卿に名を連ねてはいない。

そこで、右の年譜により、安子崩御以前の兼通、兼家の昇叙年令を比較すれば、

- ・侍 従 兼通19歳、兼家22歳
- ・従五位上 兼通26歳、兼家27歳
- ・正四位下 兼通33歳、兼家32歳
- ・従四位下 兼通36歳、兼家34歳

であり、応和4年までの経歴に、兼通が弟兼家と比べて特段に不遇感を抱く根拠は見出しがたい。

一方、その叙任歴をみれば、兼通は天徳2年10月27日安子立後の日に左少将に中宮亮を兼ねることになり、同4年正月に中宮権大夫に昇任するなど、安子崩御の日まで7年間にわたり側近としてその世話にあたった。『日本紀略』応和3年の条には、

(正月2日)今日。中宮自職曹司遷御権大夫兼通堀川宅。

(2月23日)今日。皇后宮自兼通朝臣堀川宅入御内裏。

という記事が見られる。また、天徳4年9月には春宮亮も兼ねており、中宮、春宮(冷泉院)の外戚として地位を固めつつあった。

これに対して、兼家は右兵衛佐、少納言、兵部大輔、左京大夫を歴任しているが、安子との接点は見当らない。むしろ、安子崩御後の康保4年2月兼通に代わって春宮亮を兼ね、5月14日の村上帝の崩御による冷泉帝の踐祚にともない、6月蔵人頭、9月1日の守平(円融院)立坊の日に春宮権亮、10月左中將に就くなど、冷泉帝、春宮(円融院)に仕え、かつ兵部省の役職を歴任している。

右の年譜を見れば、兼通・兼家の昇進の逆転は康保4年・安和元年の頃に生じている。即ち、兼通の不遇感、焦りは、安子崩御後4年を経た康保4年の冷泉帝の即位と円融院の立坊、さらに安和2年の円融帝の即位に伴い、現実の問題として浮上してきたと考えられる。

この間、兼通は村上帝の康保4年正月25日蔵人頭に任ぜられたが、冷泉帝の踐祚により、5月25日頭を止められ、代わって6月10日兼家が頭に補せられた。以後、兼家は安和元年11月27日従三位に蔵人頭を兼ね、同2年2月5日には権中納言に頭を兼ねて、いずれも兼官の初例となった。円融院の立坊に主導的な働きをなして春宮亮に任じ、その即位後は蔵人頭として円融帝に親近する兼家と、円融院との接点を持たない兼通との距離は決定的な段階にあったと推定される。

ところで、兼通の関白就任を決定づけた「関白はしだいのまゝに」なる安子の遺書が存在したことについては、『扶桑略記』『親信卿記』に次のような記載がある。

◇『扶桑略記』第27、天禄3年11月26日

中納言藤原朝臣兼通蒙関白宣旨。即日任内大臣。不経大納言。年四十八。右大臣師輔二男也。超於大納言兼右近大将藤原兼家等。忽蒙不次朝恩。是依母后之遺書也。万機巨細。偏委関白。

◇『親信卿記』天禄3年11月25日

其次被仰内大臣事、依外戚之重、前官遺命也。

このうち、『親信卿記』の記事は「前官遺命」とあるが、歴史学においてはこれを「前官」即ち安子の誤記であると解し、安子の遺命による兼通の関白就任を史実と解している<sup>6)</sup>。山中裕氏は両史料を挙げて、「関白・内大臣ともに母安子の遺書によって決められていたことが明らかとなり、大鏡の説話のように思われる部分は確固たる史実であった<sup>7)</sup>」と説かれる。

一方、加納重文氏は「関白などという最重要な立場が、帝の個人的な感情によってそんなに易々と決定されることであろうか」「天皇の意志がそれほどに絶対で、官の任命がそれほどに恣意的であるか」という疑問を提起し、「兼通の関白実現が7年前に帝の母親が残した一片の紙切れによって実現したというのは、説得力のある話とは思えず、「天禄3年の安子の遺言なるものは、兼家を阻止するために捏造された史実である<sup>8)</sup>」と主張される。

かくして、両氏の見解は真向から対立しているのであるが、『扶桑略記』の記事を「捏造された史実」と断じ、また『親信卿記』の「前官遺命」を「前官(安子)遺命」の誤記であると解することは、はたして正当であろうか。われわれは、これらの史料の「捏造」や誤記を論ずる前に、その記述に従って「母后之遺書」の存在と、「前官」即ち前摂政太政大臣伊尹の「遺命」として兼通の関白就任を理解すべきなのではなかろうか。

天禄3年(972)11月1日、円融帝の外戚伊尹は49歳で薨じたが、その折、兼通の上席には、

左大臣・従二位	源 兼明	59
右大臣・正三位	藤原 頼忠	49
大納言・正三位	源 雅信	53
大納言・正三位	藤原 兼家	44
中納言・従三位	藤原 朝成	56
中納言・従三位	源 延光	46
中納言・従三位	藤原 文範	64
権中納言・正三位	源 重信	51

が存在した。

ところが、参議・従三位の位にあった兼通は、2月29日に権中納言に昇進、次いで10月27日には伊尹の病気に伴い「太政大臣不従事之間宜勤行公務者。」という宣旨を受け、さらに「朕未堪其事。汝可輔佐者。」(『公卿補任』)との命により公務を代行し、11月27日内大臣、関白に就任している。

先掲の年譜において確認されたように、権中納言昇

進までは兼通も他の公卿と同進度の昇進を示しており、10月27日の宣旨の異様さが際立つ。また、公卿の席次から見れば左大臣源兼明、右大臣藤原頼忠が伊尹の後を襲うのが順当であり、外戚であることから大納言兼家が相当する。

伊尹が安和3年5月20日、摂政太政大臣実頼薨去の後を襲って摂政の任に就いてから伊尹自身の薨去に至る2年半の補任の動きを見ると、実頼二男頼忠の順調な昇進が目立つ。実頼一族と伊尹の良好な間柄を示すのであろう。頼忠は47歳、中納言・従三位に右大将を兼ねていたが、伊尹の摂政就任にともない左大将を委任されており、さらに8月5日権大納言に昇進、翌天禄2年11月には正三位・右大臣に昇進するとともに左大将を兼ねている。一般的には病気がちな伊尹の後継の位置にあった。

一方、兼家は中納言・正三位に春宮大夫・左中將を兼務しており、天禄元年8月5日右大将に、天禄3年正月24日権大納言、閏2月29日に大納言に昇進し、これも伊尹の後継の地歩を固めつつあった。

これに対して、参議・従三位の兼通はこの間まったく動きがなく、むしろ参議・正四位下の源延光は天禄元年8月5日権中納言・従三位に、同じく参議・正四位下藤原文範は翌天禄2年12月16日権中納言・従三位に昇進しており、兼通は冷遇されていたとも見なしうる。

従って、伊尹の摂政太政大臣辞任に伴う兼通への代行の指名、ならびに上席8人を越えての内大臣・関白就任という史実には異様さが際立つ。流布本系の記事増補が兼通の異常な昇進に対する関心に発することは言うまでもない。

流布本系の加筆者は、記事増補にあたり、

その時よりたゞのおとど左右にておはしまし、かば。だうりのまゝならばこのおとゞのし給ふべきにてありしに。このふみにてかくありけるとこそは聞え待りしか。東三条殿もこのほり川どのよりは上らうにておはしまし、かば。いみじうおほしめしよりたる事ぞかし。

と記して、時の勢力交代の背景と、道理、席次を無視したその史実の異常性を正しく踏まえている。

この一連の史実を踏まえて、兼通の関白就任の背景を想定すれば、次のようになるであろう。

村上帝の朝政に大きな影響力を保持した中宮安子は、狂疾の気のある皇太子憲平（冷泉院）の将来のために、その外戚（伯父）にあたる同母兄の伊尹・兼通・兼家の結束を期待した。村上後宮において、大納言・民部卿元方女姉姪、権大納言師尹女芳子らとの熾烈な争いを展開した安子にとって、父師輔亡きあと権力への執心を露にする小一条家師尹の動きもあり<sup>9</sup>、九条流3兄弟の対立は一族の勢力衰退を意味する。『扶桑略記』に記された「母后之遺書」なるものは皇太子憲平を擁する九条流3兄弟の結束を促すものであったと思

われる。従って、『親信卿記』に記された「前官遺命」は、前摂政太政大臣伊尹による安子の「遺書」の忠実な履行を意味するものと解せられる。

今日、兼通が弟兼家に後れをとった事情は不明であるが、中宮亮、中宮権大夫として安子の側近に侍していた兼通の不遇感の吐露が、安子による兄弟の結束要請を促したことは考えうる。その「遺書」はまた、安和の変に主導的な働きをなし、伊尹の後継に意欲を有していたであろう兼家に対する強い牽制力として働いた。流布本系④の増補記事は、右のような政治的背景の「ことほり」を兼通側から描いたものである。

6年後の関白兼通による兼家左遷の顛末を記す増補記事⑬は、長年にわたる両者の不和・反目の総決算を意味していたと言ってよい。

#### 4. 増補記事（最後の除目）の意義

貞元2年（977）10月11日、折から病気がちであった関白兼通は参内し、自身の関白辞任と左大臣藤原頼忠の関白就任、ならびに右近大将兼家の治部卿への左降と権中納言藤原済時の右近大将叙任の除目を行った。『日本紀略』同日の条は、その緊迫した様相を次のように記している。

太政大臣上表。請罷関白。勅許之。今日早旦。太政大臣自桂芳坊参御在所。巳刻。還著同坊。午時。左大臣頼忠参入。次権中納言済時参入。著桂芳坊。権大納言朝光召外記。令固諸陣。於桂芳坊有除目。右近大将藤原兼家任治部卿。権中納言藤原済時任右近大将。（略）奏除目了。太政大臣召大内記藤原資忠仰云。以左大臣可為関白万機者。奏覽詔書之後。召中務輔給之。

弟の兼家から右近大将を奪い、また頼忠に関白を譲ることを目的としたこの除目は、兼家側の妨害を警戒してか「令固諸陣」という異常な緊張感の中で行われた。この除目の異常性について、東松本の作者は、右近の大將の理由のない剥奪は、兼通の「非常の御心」による天意を無視した「悪事」であると厳しく批判していた。これに対して、増補部分の加筆者は若侍の言葉として「東三条殿つかさとり給ふ事も。ひたふるにほり川殿のひさうの御心にも侍らず」と反論し、その「ことほり」「ことのゆへ」を論弁する。

流布本の加筆者は、先に増補記事④において兼通の関白就任が「関白はしだいのまゝに」なる安子の遺書に基づく正当な手続きであると述べていた。兄弟の順による関白就任という一定の規則性を楯にした兼通の権力掌握には、その限りでは妥当性・説得性が存在したと見ることができる。しかし、兼通が自ら主張したその規則性を破り、弟兼家を左遷して九条流の継承を歪め、小野宮家頼忠に関白を委譲したについては、その必然的な理由の説明が必要である。この政治上の重大な疑問への説明を「ことほり」として語り、東松

本の兼通観との基本的な歴史解釈の相違を明示するのが、記事増補の目的であったと言ってよい。

増補記事⑬に見られる兼通の最後の除目の史実性について、加納氏は、次のように述べている。

結論的に言っておくと、やはり史実の捏造があるように思われる。兼通が姉安子の書付けを円融帝に提示したり、兼家を追って内裏に駆けつけたりといった具体的な事実はなかったであろうけれど、そのような異様な解釈をさせるような状況があった、そういうことである<sup>10)</sup>。

兼通の最後の除目が「史実の捏造」であるか、事実を踏まえたものと解するかは史実解釈の相違によると思われるが、増補記事成立の背景として、次のような史実が存在したことは認められよう。

- (a) 当時、兼通はかなりの重病であったこと。
- (b) 兼通と兼家が決定的な反目状態にあったこと。
- (c) 兼通の堀河殿と兼家の東三条殿とは近接した位置にあったこと。
- (d) 兼家の左降、頼忠への関白委譲の除目が行われたこと。
- (e) その除目は諸陣を固めた極めて緊迫した雰囲気の中で行われたこと。
- (f) その除目当日、兼家が参内していた事実は見当らないこと。

(a)は、『天台座主記』貞元2年10月5日の条に、権律師良源を権僧正に、伴僧の阿闍梨2名を権律師に任じた理由として、「依堀川大相国重病、修熾盛光、修中平復、仍有此恩云々」とあることで知られる<sup>11)</sup>。6日後の10月11日、兼通は重病を押して除目を強行し、11月8日に薨去した。

(b)は、『栄花物語』巻第2「花山たづぬる中納言」に、重病に陥った兼通が「いかでこの東三条の大將、我命も知らず、なきやうにしながら、この左の大臣を我次の一の人にてあらせん」と決意していたこと、反目の事情が世間には不明であったことが詳述されている。なお、『栄花物語』では、両者の反目の理由として、兼家が女詮子の入内を策したのに対し、中宮皇子を擁する兼通が憤ったことを挙げている。貞元元年正月には冷泉院の女御超子（兼家女）が第二皇子居貞（三条院）を出産しており、皇嗣候補を持たない兼通との不和は決定的な状態にあったと思われる。

(c)について、『栄花物語』は

この堀河殿と東三条殿とは、たゞ閑院をぞ隔てたりければ、東三条に参る馬車をば、大殿には「それ参りたり、かれまうづなり」といふ事を聞きしめて、「それかれこそ追従するものはあなれ」など、くせぐせしうの給はすれば、いと恐しき事にて、夜などぞ忍びて参る人もありける。

と記して、兼通が隣接する兼家の東三条殿の動静に神経を尖らせていた様を描いている。

また、『大鏡』の最後の除目に相当するものとして、『栄花物語』には兼通が円融帝に対して、冷泉皇子居貞を擁する兼家とその即位を望み祈禱を行っていると言及し、

みかどは堀河の院におはしましければ、我は悩しとて里におはしますに、わりなくて参らせ給ふて、この東三条の大將の不能を奏し給て、「かゝる人は世にありては公の御ために大事出で来侍りなん。かやうの事はいましめたるこそよけれ」など奏し給て…

貞元2年10月の除目が行われたと記している。重病を押して参内し、政敵兼家の左遷を強行したのであるという。これに、(d)(e)の史実を重ねるならば、増補記事⑬の説話は容易に構想しうるのである。

『大鏡』の作者は『栄花物語』の記事を参看したと考えられているが、今日、『栄花物語』の右の記事が依拠した史料は詳らかではない。また、除目当日兼家が参内していた事実は見当たらず、兼通薨去後の政権委譲について17歳の帝と密議を凝らす兼家の前に瀕死の兼通が参内し、兼家左遷の除目を行うという緊迫した劇的な構図は、『大鏡』作者の創作であると解せられる。従って、その部分を重視すれば「史実の捏造」であるとする指摘は認められよう。

ところで、兼家の右大將剥奪問題について見れば、康保4年6月、冷泉院の即位により藏人頭に補せられた兼家は、同年10月左中將を兼ね、右大將に昇進したが、貞元2年の除目により、7年兼務してきた右大將を剥奪された。この右大將は、邇れば右大臣・正二位師尹、右大臣・従二位師輔、右大臣・正三位実頼、右大臣・正三位藤原恒佐などが兼務しており、兼家以後も右大臣・正二位藤原道兼、右大臣・従二位藤原顕光などが勤めた栄職である。大納言・正三位で円融帝の外戚である兼家の将来を約束する重要ポストであり、四位相当官である治部卿への移動は決定的な左遷人事である。

この異常な除目が、女超子所生の冷泉皇子居貞を擁し、女詮子の入内を策する兼家に対する牽制と妨害人事であることは言うまでもあるまい。伊尹薨去時に関白就任を逸し、兼通の背後から形勢を窺いつつ機会を狙っていた兼家の権力への執念と、その野望阻止を最後の除目に示した兼通の怨念の凄まじさを語ることに於いて、流布本の増補記事⑫は、歴史の展開相を説話形式で語るといふ歴史物語『大鏡』の本筋を補完したものと考えられるのである。

〈注〉

- 1) 勇晴美「『大鏡』兼通伝・八巻増補本文の教材化について」(『早稲田大学国語教育研究』17集、平成9・3)の

- 表記を参考にした。なお、東松本の本文の引用は日本古典文学大系『大鏡』、八巻増補本は『八巻本大鏡』（昭和61，桜楓社）に拠る。
- 2) 松本治久「大鏡『兼通伝』の逸話について—『八巻増補本』の記事増補—」（『武蔵野女子大学紀要』19集，昭和59）。
  - 3) 新編日本古典文学全集『大鏡』（橘健二，加藤静子校注・訳，平成8，小学館）「古典への招待—権力の帰趨を見つめるまなざし—」。
  - 4) 松村博司編『源氏物語・大鏡・評論〔指導資料〕・第2分冊』（昭和60，右文書院）209頁。
  - 5) 『新編国歌大観・第三巻・私家集編Ⅰ』（昭和60，角川書店）所収。
  - 6) 土田直鎮「中関白家の栄光と没落」（『国文学解釈と教材の研究』12の7，昭和42・6），『奈良平安時代史研究』（平成4，吉川弘文館）所収。
  - 7) 山中裕著『平安朝文学の史的研究』（昭和49，吉川弘文館）第3章第3節「内容上からみた栄花物語・大鏡」。
  - 8) 加納重文「『大鏡』兼通伝の周辺」（『女子大國文』103号，昭和63・6），『歴史物語の思想』（平成4，京都女子大学）所収。
  - 9) 師輔薨去後の師尹の動きについては，山本信吉「冷泉朝における小野宮家・九条家をめぐって」（『古代学協会編『撰関時代史の研究』昭和40，吉川弘文館）参照。
  - 10) 8) に同じ。
  - 11) 『天台座主記』の引用は『大日本史料・第一編之十六』（昭和43）に拠る。

(2000年9月22日受理)